

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年2月8日認可した。

平成28年2月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）皿池地区
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）林上井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）由良地区